

令和4年度環境測定結果

# 新江東清掃工場

---

- 1 排ガス測定結果
- 2 排水測定結果
- 3 焼却灰等測定結果

令和5年7月 東京二十三区清掃一部事務組合



1 排ガス測定結果(1号炉)

調査機関：株式会社環境技術研究所

採取年月日 試験項目	煙突排ガス						基準値			単位
	令和4年			令和5年		-	大防法 悪臭防止法	環境確保条例	自己規制値	
	5月18日	10月12日	11月2,9日	1月20日	2月2日					
ばいじん	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	0.08以下	0.08以下	0.02以下	g/m <sup>3</sup> N
硫黄酸化物	<1	<1	<1	<1	<1	-	28以下	-	20以下	ppm
窒素酸化物	42	41	39	40	44	-	80以下	-	60以下	ppm
塩化水素	<2	<2	<2	<2	<2	-	430以下	-	15以下	ppm
ばいじん中のカドミウム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	1以下	-	mg/m <sup>3</sup> N
ばいじん中の鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	10以下	-	mg/m <sup>3</sup> N
ばいじん中のクロム	-	-	<0.01	-	-	-	-	0.25以下	-	mg/m <sup>3</sup> N
全水銀	0.26	0.84	1.9	1.2	1.7	-	50以下	-	-	μg/m <sup>3</sup> N
ふっ素	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-	-	10以下	-	ppm
塩素	-	-	<0.2	-	-	-	-	9.5以下	-	ppm
臭気排出強度	-	-	2.4	-	-	-	440以下	-	-	×10 <sup>6</sup> m <sup>3</sup> N/min

※1 表中の大防法は、大気汚染防止法のことです。また、環境確保条例は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例のことです。

※2 試験項目のうち、ばいじんから塩素までは大防法の基準値が、臭気排出強度は悪臭防止法の基準値が適用されます。

※3 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、全水銀及びふっ素は酸素濃度12%換算値です。

※4 硫黄酸化物の基準値（大防法）は、日総量規制基準値を濃度換算したものです。窒素酸化物の基準値（大防法）は、総量規制基準値を濃度換算したものです。

※5 ふっ素及び塩素の基準値（環境確保条例）は、規制基準値を濃度換算したものです。

※6 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物の基準値は、工場ごとに異なります。臭気排出強度の基準値は、炉ごとに異なります。

※7 全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示します。

1 排ガス測定結果(2号炉)

調査機関：株式会社環境技術研究所

採取年月日 試験項目	煙突排ガス						基準値			単位
	令和4年					令和5年	大防法 悪臭防止法	環境確保条例	自己規制値	
	4月13日	7月5日	8月4,5日	11月8日	12月2日	2月6日				
ばいじん	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.08以下	0.08以下	0.02以下	g/m <sup>3</sup> N
硫黄酸化物	<1	<1	<1	<1	<1	<1	28以下	-	20以下	ppm
窒素酸化物	40	35	37	39	38	45	80以下	-	60以下	ppm
塩化水素	<2	<2	<2	<2	<2	<2	430以下	-	15以下	ppm
ばいじん中のカドミウム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	1以下	-	mg/m <sup>3</sup> N
ばいじん中の鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	10以下	-	mg/m <sup>3</sup> N
ばいじん中のクロム	-	-	<0.01	-	-	-	-	0.25以下	-	mg/m <sup>3</sup> N
全水銀	0.45	0.39	0.48	1.5	1.0	0.67	50以下	-	-	μg/m <sup>3</sup> N
ふっ素	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-	10以下	-	ppm
塩素	-	-	<0.2	-	-	-	-	9.5以下	-	ppm
臭気排出強度	-	-	2.1	-	-	-	400以下	-	-	×10 <sup>6</sup> m <sup>3</sup> N/min

※1 表中の大防法は、大気汚染防止法のことです。また、環境確保条例は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例のことです。

※2 試験項目のうち、ばいじんから塩素までは大防法の基準値が、臭気排出強度は悪臭防止法の基準値が適用されます。

※3 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、全水銀及びふっ素は酸素濃度12%換算値です。

※4 硫黄酸化物の基準値（大防法）は、日総量規制基準値を濃度換算したものです。窒素酸化物の基準値（大防法）は、総量規制基準値を濃度換算したものです。

※5 ふっ素及び塩素の基準値（環境確保条例）は、規制基準値を濃度換算したものです。

※6 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物の基準値は、工場ごとに異なります。臭気排出強度の基準値は、炉ごとに異なります。

※7 全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示します。

1 排ガス測定結果 (3号炉)

調査機関：株式会社環境技術研究所

採取年月日 試験項目	煙突排ガス						基準値			単位
	令和4年				令和5年		大防法 悪臭防止法	環境確保条例	自己規制値	
	4月14日	6月8日	9月28日	11月7日	1月10, 11日	3月14日				
ばいじん	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.08以下	0.08以下	0.02以下	g/m <sup>3</sup> N
硫黄酸化物	<1	<1	<1	<1	<1	<1	28以下	-	20以下	ppm
窒素酸化物	40	32	38	38	39	37	80以下	-	60以下	ppm
塩化水素	<2	<2	<2	<2	<2	<2	430以下	-	15以下	ppm
ばいじん中のカドミウム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	1以下	-	mg/m <sup>3</sup> N
ばいじん中の鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	10以下	-	mg/m <sup>3</sup> N
ばいじん中のクロム	-	-	-	-	<0.01	-	-	0.25以下	-	mg/m <sup>3</sup> N
全水銀	0.49	0.47	0.27	0.78	1.1	0.61	50以下	-	-	μg/m <sup>3</sup> N
ふっ素	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-	10以下	-	ppm
塩素	-	-	-	-	<0.2	-	-	9.5以下	-	ppm
臭気排出強度	-	-	-	-	2.2	-	410以下	-	-	×10 <sup>6</sup> m <sup>3</sup> N/min

※1 表中の大防法は、大気汚染防止法のことです。また、環境確保条例は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例のことです。

※2 試験項目のうち、ばいじんから塩素までは大防法の基準値が、臭気排出強度は悪臭防止法の基準値が適用されます。

※3 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、全水銀及びふっ素は酸素濃度12%換算値です。

※4 硫黄酸化物の基準値（大防法）は、日総量規制基準値を濃度換算したものです。窒素酸化物の基準値（大防法）は、総量規制基準値を濃度換算したものです。

※5 ふっ素及び塩素の基準値（環境確保条例）は、規制基準値を濃度換算したものです。

※6 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物の基準値は、工場ごとに異なります。臭気排出強度の基準値は、炉ごとに異なります。

※7 全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示します。

## 2 排水測定結果 (1/2)

調査機関:ユーロフィン日本環境株式会社

採取年月日 試験項目	放流水												基準値*	単位
	令和4年						令和5年							
	4月8日	5月12日	6月7日	7月1日	8月8日	9月2日	10月6日	11月2日	12月5日	1月6日	2月3日	3月9日		
水温	30.2	32.1	33.5	37.1	34.6	30.0	32.3	30.9	28.9	24.5	23.7	26.1	45未満	℃
水素イオン濃度	7.2	7.4	7.4	7.4	7.1	7.4	7.5	7.5	7.6	7.7	7.4	7.4	5を超え9未満	-
生物化学的酸素要求量	3	3	2	<1	3	1	3	<1	1	1	4	3	600未満	mg/L
浮遊物質	<1	<1	<1	<1	1	1	<1	<1	1	<1	1	<1	600未満	mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	30以下	mg/L
フェノール類	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.10	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5以下	mg/L
銅及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	3以下	mg/L
亜鉛及びその化合物	0.02	0.04	0.03	0.04	0.15	0.12	0.07	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	2以下	mg/L
鉄及びその化合物 (溶解性)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10以下	mg/L
マンガン及びその化合物 (溶解性)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10以下	mg/L
クロム及びその化合物	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	2以下	mg/L
窒素含有量	6.9	6.0	5.5	5.5	4.6	6.4	9.2	8.6	6.9	8.1	6.6	5.9	120未満	mg/L
リン含有量	0.15	0.16	0.12	0.13	<0.05	<0.05	0.12	0.32	0.23	0.22	0.28	0.13	16未満	mg/L
沃素消費量	<1	3	4	3	10	15	7	6	6	4	4	7	220未満	mg/L
カドミウム及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.03以下	mg/L
シアン化合物	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.06	0.06	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	1以下	mg/L
有機リン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	mg/L
鉛及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	mg/L
六価クロム化合物	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.5以下	mg/L
砒素及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	mg/L

※基準値は、下水道法施行令及び東京都下水道条例による下水排除基準です。

## 2 排水測定結果 (2/2)

調査機関:ユーロフィン日本環境株式会社

採取年月日 試験項目	放流水												基準値*	単位
	令和4年						令和5年							
	4月8日	5月12日	6月7日	7月1日	8月8日	9月2日	10月6日	11月2日	12月5日	1月6日	2月3日	3月9日		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下	mg/L
アルキル水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	mg/L
ポリ塩化ビフェニル	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	0.003以下	mg/L
トリクロロエチレン	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	0.1以下	mg/L
テトラクロロエチレン	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	0.1以下	mg/L
ジクロロメタン	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	0.2以下	mg/L
四塩化炭素	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	0.02以下	mg/L
1,2-ジクロロエタン	-	<0.004	-	<0.004	-	<0.004	-	<0.004	-	<0.004	-	<0.004	0.04以下	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	1以下	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	-	<0.04	0.4以下	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	3以下	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006	0.06以下	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	0.02以下	mg/L
ベンゼン	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	0.1以下	mg/L
1,4-ジオキサン	-	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	0.5以下	mg/L
シマジン	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003	0.03以下	mg/L
チオベンカルブ	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	0.2以下	mg/L
チウラム	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006	0.06以下	mg/L
セレン及びその化合物	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	0.1以下	mg/L
ふっ素及びその化合物	0.48	0.42	0.43	0.44	0.49	0.65	0.59	0.49	0.59	0.44	0.65	0.63	15以下	mg/L
ほう素及びその化合物	0.63	0.74	0.63	0.88	0.84	0.13	0.73	0.86	1.0	1.2	1.5	0.94	230以下	mg/L

※基準値は、下水道法施行令及び東京都下水道条例による下水排除基準です。

3 焼却灰等測定結果

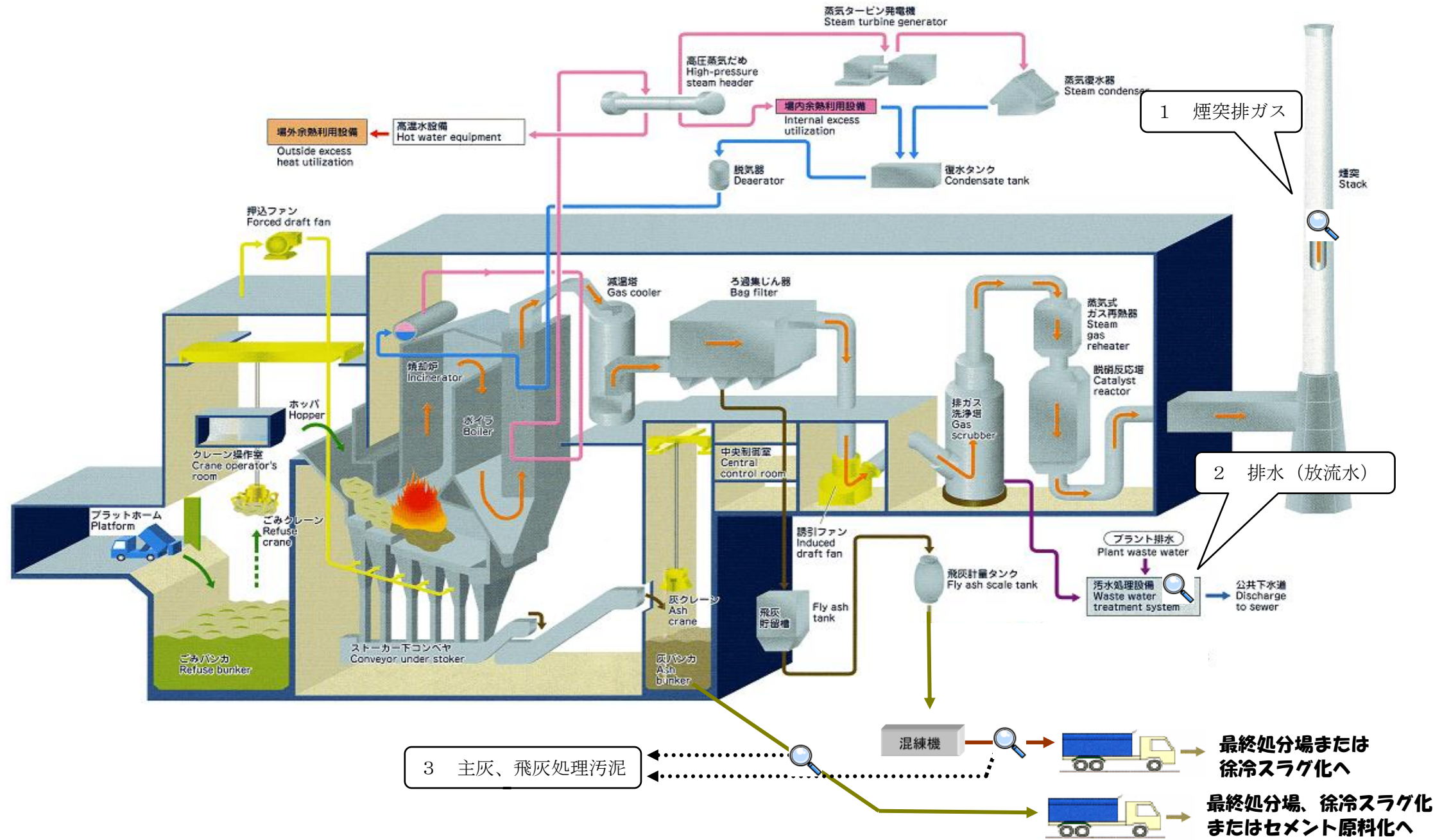
調査機関:富士産業株式会社

採取年月日 試験項目	主灰、飛灰処理汚泥												基準値	単位	
	令和4年						令和5年								
	4月5日	5月25日	6月23日	7月4日	8月4日	9月28日	10月12日	11月8日	12月6日	1月31日	2月21日	3月15日			
熱しゃく減量 <sup>※1</sup>	2.7	2.3	2.9	2.3	2.2	3.3	3.8	2.3	2.5	2.0	1.1	1.8	10以下	%	
※2 溶出試験	総水銀	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	0.005以下	mg/L
	アルキル水銀	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	検出されないこと	mg/L
	鉛	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	0.04	-	-	0.04	-	0.3以下	mg/L
	カドミウム	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	-	0.09以下	mg/L
	六価クロム	-	-	<0.05	-	-	<0.05	-	<0.05	-	-	<0.05	-	1.5以下	mg/L
	砒素	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	-	-	<0.01	-	0.3以下	mg/L
	セレン	-	-	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.02	-	-	<0.02	-	0.3以下	mg/L
	1,4-ジオキサン	-	-	<0.05	-	-	<0.05	-	<0.05	-	-	<0.05	-	0.5以下	mg/L

※1 熱しゃく減量は主灰の測定結果です。基準値は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める維持管理の基準です。

※2 溶出試験は飛灰処理汚泥の測定結果です。基準値は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第5号）の基準です。

# (参考) 測定項目及び測定箇所



※ この図は一般的なフローであり、実際の工場とは異なる場合があります。